

第4章 重視すべき視点

「緑に関する動向」や「本市における緑の現状と課題」等を踏まえ、「基本理念」の実現に向けて重視すべき視点を次の5つに整理しました。

視点1 「都市の魅力を高めるみどり」をつくる

近年、大都市の都心部等では、魅力的な緑地空間が持つ集客効果が広く民間事業者等に浸透してきたことなどを背景に、にぎわいの拠点となる広場空間など良好な緑とオープンスペースの創出が進んでいます。

一方、本市では、中央公園、平和大通りなどの都心における公共空間の再整備や、紙屋町・八丁堀地区の「都市再生緊急整備地域」指定などを契機として、再開発や建物の建替えが進みつつあります。

そのため、こうした動きを好機と捉え、都心のリニューアルに合わせた都市の魅力向上につながる緑とオープンスペースの創出に取り組む必要があります。

視点2 「みどりのストック」を生かす

本市の公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、施設の老朽化や機能の陳腐化が進みつつあり、老朽化した公園施設については、計画的な更新など適切な維持管理により利用者の安全を確保する必要があります。

また、比治山公園や旧広島市民球場跡地における「公募設置管理制度（Park-PFI）」の活用、民間事業者等による河岸緑地のにぎわいづくりなど、行政、市民、民間事業者等の効果的な連携により、ストックの有効活用を進める必要があります。

視点3 「多様なみどりの機能」を生かす

平成26年度に安佐南区及び安佐北区で発生した豪雨災害や平成30年度に発生した西日本豪雨災害をはじめ、近年の地球温暖化に伴って全国各地で豪雨災害が多発するなど、異常気象の常態化が進みつつあります。

そのため、自然災害の発生要因となる地球温暖化防止に向けた山林などの保全、グリーンインフラの考え方を取り入れた緑が持つ機能を活用した施設や、防災に配慮した公園施設の整備など、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、都市のブランドとなる緑の存在による美しく風格ある都市の実現に向け、市街地を取り囲む山々の豊かな緑と、都心の緑や建築物と調和のとれた、広島ならではの美しい都市景観の形成を進める必要があります。

視点4 持続可能な「みどりづくり」に向けた人材と仕組みをつくる

公園などの緑とオープンスペースは、従来から地域におけるレクリエーション、景観形成、環境保全、防災などの機能を担ってきましたが、これらに加え近年では、地域におけるコミュニティ形成や地域活性化、観光振興、環境教育などさまざまな役割が期待されるようになってきています。

一方、公園の維持管理等に大きな役割を果たしてきた町内会や自治会などの地域団体は、近年、加入率の低下や活動の参加者の高齢化などが課題となっており、身近な公園等における持続可能な「みどりづくり」に向けて、中心的な役割を果たす人材の育成や多様な主体が参画しやすい仕組みをつくる必要があります。

視点5 『みどりづくり』のローカル経済圏をつくる

本市は、経済面や生活面で深く結び付いている、広島市の都心部からおおむね60kmの圏内にある24市町と「広島広域都市圏」を構成しています。この圏域内のヒト・モノ・カネ・情報が、圏域内で「循環」するとともに、圏域外からのヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、さらにそれらが圏域内で「循環」することを基調とする「ローカル経済圏」の構築は、圏域内の地域資源や地域産業が付加価値を生み続ける、経済活力とにぎわいに満ちた圏域の実現につながります。

こうした「ローカル経済圏」の構築を「みどり」の分野で実現するため、令和2年に県内一円で開催した「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」の開催をきっかけとして、県や他の市町、花きの生産・流通、観光等の関係者と共同で、圏域内の回遊と交流を生み出す広域都市圏の活性化の視点に立った「みどりづくり」の取組を進める必要があります。

第5章 基本理念を実現するための施策

基本理念の実現に向けた今後10年間における緑のまちづくりの実現のため、次の4つの基本方針により取り組みます。

1 基本方針

基本方針1：魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用

都市公園などのまちの基盤となる緑は、その多様な機能により、都市における様々な課題の解決への寄与が期待されています。このため、引き続き都市公園の整備を進めます。

また、近年、都市公園法の改正によるPark-PFIなど「民」との連携により緑の持つ機能をまちづくりに生かす制度が創設されています。この制度の活用などにより、都心の公共空間や大規模な私有緑地などにおいて、多くの人が集まることでにぎわいを生み出す質の高い緑化を行うとともに、美しく品のある都市景観を創出します。

一方、市民の日常生活の場となる地域では、市民の生き生きとした暮らしを支える身近な公園の再生を進めるなど、それぞれの地域の特性や市民のニーズに応じた緑の創出と活用に取り組みます。

基本方針2：広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用

本市は太田川河口デルタを流れる6つの川、南側の瀬戸内海やその沿岸部、中国山地から連なり市街地を取り囲む北側の緑濃い山々など、水と緑に代表される自然に恵まれています。

本市にとって水と緑は、原爆の投下により「75年間草木も生えない」と言われた被爆の惨状を乗り越えた復興の証として特別な意味を持っており、特に、河岸緑地や平和記念公園、平和大通りは広島のみちの特徴的な緑の景観を形成しています。

こうした景観を形成する魅力的な資源の一つである河岸緑地の整備を引き続き進めるとともに、水辺空間の活用に取り組みます。また、都心における質の高い緑化や、平和記念公園などにおける緑の保全と育成を進め、山の緑を借景とした自然環境と調和のとれた広島固有の美しい都市景観を形成する緑を創出します。

基本方針3：多面的な機能を有する豊かなみどりの保全と活用

森林を代表とする豊かな緑は、温室効果ガスの吸収による地球温暖化の防止や水源かん養、土砂災害の緩和・防止への寄与などの機能を有しています。

こうした緑の持つ機能を最大限に発揮させるため、将来にわたって森林などの豊かな自然環境を保全するとともに、市街地近郊の里山や中山間地域・島しょ部のまちづくりにつながる自然環境の活用とその担い手の育成に取り組みます。

また、市街地及び市街地近郊の農地は、食糧供給や市民の憩いの場となるとともに雨水の流出抑制などの機能を有していることから、本市の自然の恵みや地域の特性等を生かしつつ、保全とその活用に取り組みます。

基本方針 4 : 市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用

道路や公園などの公共施設の緑地管理に対する市民の理解や協力を得るとともに、市域の大部分を占める民有地の緑化を進めることが緑豊かなまちをつくることにつながります。

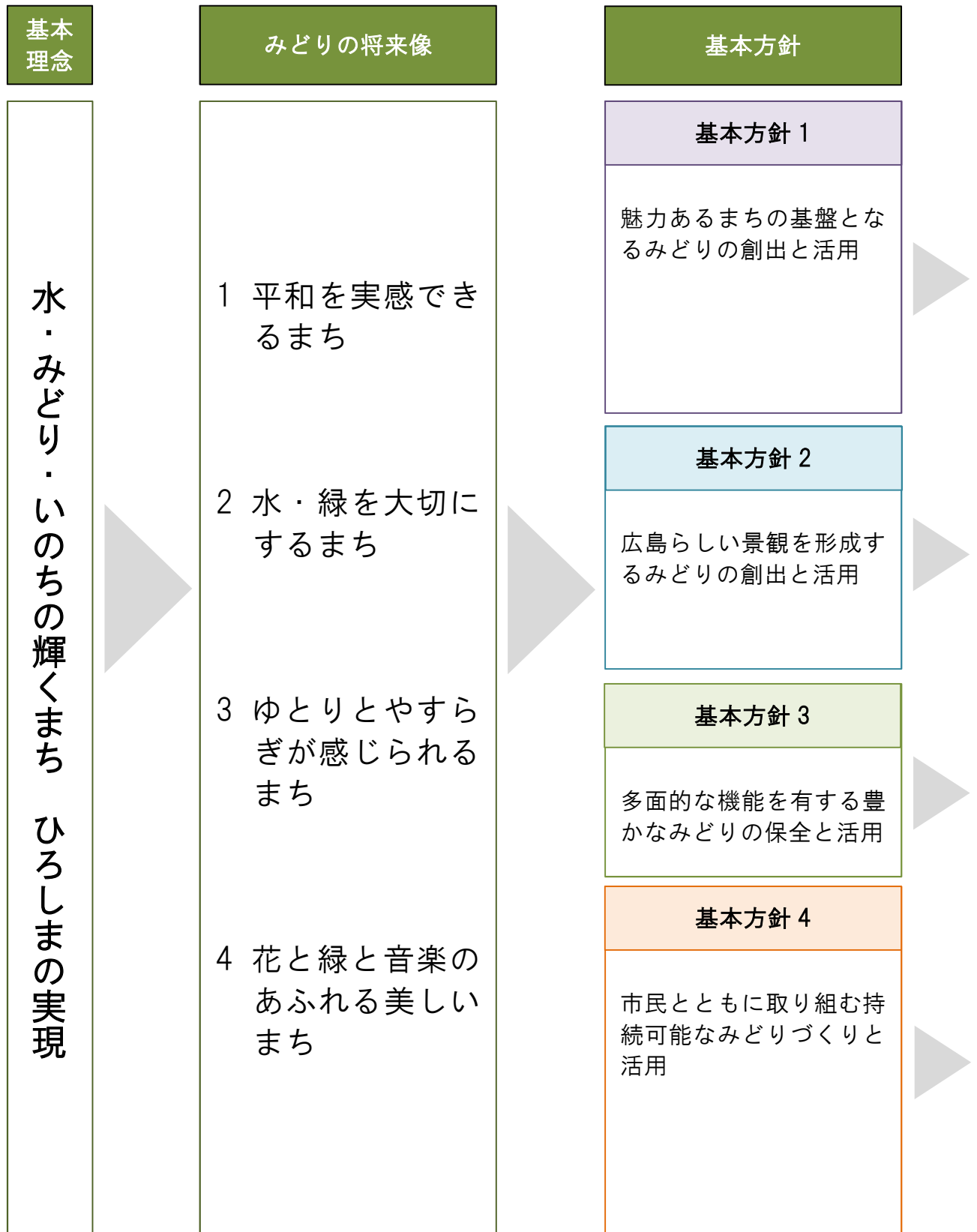
このため、緑に関わる人材の育成や多様な主体が参画しやすい仕組みづくりを進め、市民、企業、行政が、それぞれの役割を適切に果たしながら緑づくりとその活用に取り組みます。

また、緑化推進制度などの運用による民有地緑化を進めるとともに、供木や被爆樹木の継承など平和を象徴する緑の継承を進めます。

2 施策方針と施策

4つの「基本方針」の下に9の「施策方針」と22の「施策」を示します。

《計画の体系図》





基本方針1：魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用

施策方針(1) まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出

市民の「重要な資産」である都市公園は、市民の憩いの場となるだけでなく、都市を象徴する景観の形成や観光振興の拠点、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難地の提供など多様な機能を有しており、都市における様々な課題解決への活用が期待されていることから、引き続き体系的な公園緑地の整備を進めます。

中央公園などの既存の公園では、P a r k - P F I など民間活力を最大限に活用することで、「にぎわいの空間」を創出します。

また、公共空間において花と緑を飾る取組などを進めます。

市街地の大部分を占める民有地においては、都心のリニューアルに合わせた質の高い緑とオープンスペースの創出を進め、都心などで不足する都市公園との連携などにより、まちににぎわいをもたらす緑とオープンスペースの効果的な創出を進めます。

施策① 体系的な公園緑地の整備

○ 歩いて行ける住区基幹公園の整備

・地域の身近な憩いの場である街区公園の整備を進めます。また、地域のスポーツやレクリエーションの場である近隣公園について、1小学校区に各1か所程度を目標として整備を進めます。

○ 魅力と親しみのある都市基幹公園の整備

・市民の休息や散歩、運動等に供する総合公園や運動公園について、1区に各1か所程度の整備に向け、適地選定を行い、事業化に努めます。

施策② 多様な機能を持つ公園緑地の整備

○ 平和記念公園の機能強化

・原爆死没者の慰霊と世界恒久平和を祈念する場である平和記念公園にふさわしい環境を維持するため、計画的な樹木の育成管理を行うとともに、植栽の適切な維持管理を行い、本市を象徴する緑として美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。

・平和の聖地にふさわしい都市公園として、施設の改良や維持管理を行います。

○ 都市防災に役立つ公園緑地の整備

・災害時の避難場所、避難路や救援活動の場となる公園緑地の整備を進めます。

○ 健康づくりに役立つ公園緑地の整備

・一人一人の市民がライフスタイルに応じた健康づくりなどを気軽に行うことができるよう、健康遊具を備えた公園緑地の整備を進めます。

○ 生物多様性の確保に資する公園緑地の整備

・安佐動物公園がこれまで果たしてきた社会的意義を継承しながら再整備を進め、幅広い層に受け入れられる観光資源としての新たな魅力の創出に取り組みます。

・花と緑のまちづくりを全市的に進めていく上で、拠点施設となる植物公園の機能強化を図ります。

- ・動植物・昆虫の展示、社会教育への協力、学校教育活動の受入れなどを通じて、知識や愛護思想の普及、かん養を図るとともに、希少な動植物・昆虫の生息域内保全・生息域外保全を行い、生物多様性の保全に取り組む場としての施設や機能の整備・充実を図ります。

- ・地形や植生を生かした生物多様性の確保の一翼を担う公園緑地の整備を進めます。

○ 多様なレクリエーションが楽しめる公園緑地の整備

- ・広域的なスポーツ交流の拠点となる広島広域公園の施設や機能を充実・強化します。
- ・史跡中小田古墳群を活用した歴史を学ぶことができる緑地など、地域の特性を生かした公園緑地の整備を進めます。

○ グリーンバンク広場の整備

- ・公園の再整備や道路整備などで支障となる樹木の仮植え場となる筒瀬グリーンバンク広場（仮称）を運動広場と一体的に整備します。

施策③ 民間活力を活用した公園緑地の再整備

○ 中央公園の再整備と有効活用

- ・中央公園については、各施設の再整備や有効活用により、公園に本来期待される「くつろぎの空間」の充実に加え、新たな「にぎわいの空間」の創出に取り組み、平和記念公園と連携した都心にふさわしい機能を有する魅力ある公園とします。
- ・旧広島市民球場跡地については、市民や観光客等の来訪者が日常的に憩い、くつろぐことのできる花と緑にあふれる洗練されたオープンスペース及び、国際的な大会から日常的な行事まで大小様々なイベントが常時開催されるイベント広場を整備します。
- ・広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムを中央公園広場に建設するとともに、年間を通じて多くの人を訪れる魅力ある空間となるよう、スタジアムのスタンド下等に効果的にぎわい機能を導入します。
- ・広島城については、広島城の築城から始まった広島の歴史を感じてもらえるよう歴史的な雰囲気醸し出す中心的なゾーンとして、天守閣の耐震性を確保するための方策について取組を進めます。また、三の丸へのにぎわい施設等の整備に向けた取組を進めます。

○ 平和大通りのにぎわいづくり

- ・平和大通りの緑地部分を都市公園化し、にぎわいがあり誰もが憩える空間にするよう取り組みます。

○ 比治山公園「平和の丘」構想の取組の推進

- ・比治山公園の歴史的価値や立地特性を踏まえ、「国際平和文化都市として復興した広島『今』を実感できる新たな拠点」として再整備を進めます。

施策④ 公共空間における緑の創出

○ 公共建築物における緑化の推進

- ・庁舎・文化施設など市有建築物の新築や増改築に際しては、量感と季節感のある緑化やコーナー部への高木植栽等により、市民が親しめる空間とするとともに地域のシンボルとなる緑化を行うなど、質・量ともに民間建築物の模範となるような緑化を進めます。

○ 公共空間に花と緑を飾る取組の推進

- ・陸の玄関である広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区などの都心、海の玄関である広島港周辺地区を中心に、道路などの既存空間を活用した花と緑を飾る取組を進めるとともに、企業や市民等と連携した維持管理を行います。
- ・都心の大規模な跡地や交通拠点の整備あるいは再整備に当たっては、花と緑にあふれる空間の整備を行うとともに、企業や市民等と連携した維持管理を行います。
- ・区役所や公民館など、市民に身近な公共施設で、地域団体等と協力して花と緑を飾る取組を進めます。
- ・公園や道路など公共性の高い場所で花壇づくりを行う地域団体等を支援するなど、地域による活動の輪を広げ、地域特性を生かした花と緑あふれるまちづくりを進めます。

○ 植栽と街路樹の再生による快適な道路空間の形成

- ・新設・改良する都市部の道路においては、道路景観や沿道環境の改善を図るため、地域特性等に応じ、周辺環境と調和が図れる場合は、歩道等に植栽を行うとともに、既存の道路においても、歩行者などの安全かつ快適な交通を確保した上で沿道環境等に応じ、植栽を行います。また、大木化、老朽化が進む街路樹について、道路空間や周辺環境との調和を重視した街路樹への計画的な再生に取り組みます。
- ・街路樹の良好な育成を図るため、「道路・公園緑化ガイドライン」を活用し、植栽環境や樹種の特性に配慮した樹木の管理を行うとともに、せん定などの維持管理の改善に取り組みます。

施策⑤ 民有地における質の高い緑とオープンスペースの創出

○ 緑化重点地区における民間主体による緑化の推進

- ・「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」を市街化区域全域とし、民有地においてNPO法人や企業等の民間主体が公園と同等の空間を創出する取組を進めるなど、官民が連携した緑とオープンスペースの創出を進めます。

○ 再開発などに合わせた民有地の緑化

- ・地区計画制度や総合設計制度などにより確保される空地において、都心におけるみどりのネットワークの一部として都市の魅力向上につながる質の高い緑を創出するため、緑の効果などを取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」を活用します。
- ・都市再生緊急整備地域に指定されている紙屋町・八丁堀地区をはじめとする都心において、再開発や建替え等の都心空間のリニューアルに合わせ、にぎわいの拠点となる広場空間を整備するなど、都心の魅力づくりをリードする緑とオープンスペースの創出を進めます。

施策方針(2) 地域特性に応じた個性的な魅力を生かした公園緑地の活用と適切な管理

社会の成熟化が進み市民のライフスタイルや価値観が変化する中で、公園緑地に対する市民のニーズも多様化していることから、既存の公園の有効活用を図るため、規制・ルール緩和等の弾力的な運用や子育て、都心のビジネス機会の形成支援等の地域のニーズに対応した施設更新など、それぞれの地域にふさわしい多様な主体による公園緑地の活用を進めるとともに、民間活力を活用した公園の有効活用を進めます。

また、長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新や修繕など維持管理を行うと

ともに、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備・更新を進め、誰もが安全・安心に利用できるよう取り組みます。

施策⑥ 地域特性に応じた活用と多様な主体による管理

○ 市民主体の公園づくりの推進

- ・新たに整備する街区公園について、地域の実情や住民の意見を取り入れた整備を行います。
- ・既存の公園の有効活用を図るため、地域住民が主体となった公園利用のルールづくりや特色ある施設整備など身近な公園の再生に向けた取組を推進するとともに、地域の実情に合わせた規制・ルールの緩和等の弾力的な運用を進めます。
- ・地域団体等と連携し、子どもが自然に触れながら年齢の異なる集団の中で遊ぶことのできる冒険遊び場づくりを行います。

○ 市民との協働による公園の管理と利用の促進

- ・街区公園清掃等報奨金制度を運用し、地域団体による公園清掃等を支援・促進するとともに、指定管理者制度を活用し、市民が利用しやすい施設の管理に取り組みます。

○ 民間活力を活用した公園緑地の活用と管理

- ・中央公園広場へのサッカースタジアムの建設と広場の再整備や旧広島市民球場跡地における民間活力を最大限に活用したイベント広場の整備、広島城三の丸へのにぎわい施設等の整備など中央公園全体の再整備と有効活用に取り組みます。
- ・平和大通りのにぎわいづくりを進めます。

施策⑦ 安全・安心に利用できる公園の管理

○ 安全・安心対策事業の推進

- ・市民が安全で安心して公園を利用することができるよう、公園施設の長寿命化計画に基づき更新や修繕を行うなど、公園施設の適切な維持管理に取り組みます。

○ 誰もが利用しやすい公園緑地の整備

- ・年齢や障害の有無などに関係なく、できるだけ多くの人が安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備を進めます。

基本方針2：広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用

施策方針(3) 水辺の魅力を引き出すみどりの創出と活用

「水の都」を標榜する本市にとって、市域内を流れる河川は「広島らしさ」を発信するための重要な資産です。「本市の宝」として、まちづくりの観点から河岸緑地の整備を進めるとともに、住民・事業者等による水辺の良好な景観の維持やにぎわいづくりなどを実施し、水辺の魅力を最大限に引き出すことで市民や来訪者が憩い集えるような快適でにぎわいのある水辺空間を創出します。

施策⑧ 水辺の特性を生かした公園緑地の整備

○ 河岸緑地の整備

- ・豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成や、水辺空間を憩いや安らぎ、潤いを感じられる空間とするため、高潮対策事業に合わせ天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川沿いの空間において河岸部の特性を生かした親水性のある公園としての整備を進めます。整備に当たっては、緑の帯が連続するようクスノキ等の常緑高木を主体とした緑量の確保に努めるとともに、川ごとにその川を象徴するような花木なども植栽します。

○ 河岸部などの特性を生かした公園緑地の整備

- ・太田川の高水敷（新庄橋～太田川橋の間）について、地域住民との協働で効率的な維持管理ができるよう、整備のあり方を検討します。
- ・臨海部において、広島県と連携して緑地の計画的な整備を促進し、市民への開放を図ります。

施策⑨ 緑を活用した魅力ある水辺づくり

○ 水辺の整備・演出

- ・広島駅周辺において、「水の都」の玄関口にふさわしい象徴的な空間とするため、水辺空間の整備及び維持管理に取り組みます。
- ・水辺に近い店舗等への苗や種の配布、河岸緑地への植樹やプランターの設置等、花と緑による修景の実施など、引き続き、美しい水辺空間の創出に向けて取り組みます。

○ オープンカフェの実施

- ・「水辺のオープンカフェ」について、現在の質の高い空間を保持しつつ、四季折々の演出や民間事業者との連携強化など、引き続き、付加価値づくりに取り組みます。

○ 海辺の豊かな自然の再生

- ・良好な自然環境を有し、多様な水産資源を育むために重要な藻場や干潟について、市域における分布状況の把握や再生に取り組みます。

施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出

平地部周辺にある比較的緩やかな山ろくとそれを取り囲む中国山地の山々は、本市固有の緑の景観において重要な役割を果たしており、市街地背後の連続性のある山林斜面や稜線は、空間のまとまりや潤い、安らぎを感じさせる要素となっています。そのため、こうした背景となる緑と調和した、市街地の公園などの公共空間や民有地における豊かな緑を創出します。

また、都心は、市街地を流れる河川や河岸緑地、平和大通り、平和記念公園など、水と緑に囲まれ、恵まれた都市環境にあります。こうした特徴を生かして、公共空間における緑の保全と育成、花による演出などに取り組み、「水・花・緑のネットワーク」を形成します。

施策⑩ まちの魅力向上につながる豊かな緑の創出

○ 緑豊かな公園緑地の整備

- ・中央公園の再整備や河岸緑地の整備など、都心における緑豊かな空間となる公園緑地の整備を進めます。

○ 再開発などに合わせた民有地の緑化

- ・広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区をはじめとする都心において、再開発や建替えなど都心空間のリニューアルに合わせ、緑とオープンスペースの創出を進めます。

○ 良好な都市景観の形成

- ・緑のネットワークを形成する路線などにおいて、風格ある都市景観の形成につながる美しい並木づくりを進めます。
- ・景観計画や事前協議制度による景観誘導により、敷地内の緑化や建築物等における屋上緑化、壁面緑化を進めるなど、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組みます。

施策⑪ 都心を回遊する「水・花・緑のネットワーク」の形成

○ 都心をめぐる魅力的な空間の形成

- ・市街地を流れる河川や河岸緑地、平和大通り、平和記念公園、比治山公園など、水と緑に囲まれ、恵まれた都市環境を生かし、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・陸の玄関である広島駅周辺地区や紙屋町・八丁堀地区などの都心を中心に、花壇やプランターを花で彩り、市民や来訪者にとって魅力的な空間を創出します。
- ・観光客が平和記念公園などの緑の地域資源を快適に巡ることができるよう、公共空間における魅力的な空間を創出するなどウォークアブルなまちづくりを進めます。

○ 平和記念公園の緑の保全と育成

- ・平和記念公園の景観向上及び樹勢回復を目的とした樹木の管理を行い、本市を象徴する緑として美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。
- ・市民ボランティアと連携した土壌表面への木片チップの敷き均しなどを進め、樹勢の回復と樹木の健全な育成に取り組みます。

○ 平和大通りの緑の保全と育成

- ・都市内の貴重な緑地空間として、広島の復興と発展を支えてきた平和大通りの樹木について、適切な維持管理を行い、美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。

基本方針3：多面的な機能を有する豊かなみどりの保全と活用

施策方針(5) 森林の保全と活用

市域の3分の2を占める森林は、木材生産機能や水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂災害緩和、生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、民有林を含む全ての森林が市民生活に恩恵をもたらす貴重な財産です。森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、間伐や人材育成、担い手の確保のほか、林業の安定的な経営環境の整備など、その保全に取り組みます。

また、中山間地域では、都市部と比較して人口流出と高齢化が著しく、このまま放置すると地域コミュニティの存続自体が脅かされかねない状況にあることから、土地所有者等の理解を得ながら、健全な森林の育成に向けた間伐材等の利活用やそのビジネス化を図るための環境整備、市民に身近な里山林の整備等による人と野生鳥獣の共存できる環境の確保、都市部との交流人口の拡大に向けた取組など、地域の活性化につながる自然環境の活用に取り組みます。

施策⑫ 森林の保全

○ 市民との協働による森林（もり）づくりなどの推進

- ・森林に関する知識習得に係る講習会を実施し、市民による自発的な森林（もり）づくりを促進するとともに、林業体験活動など森林の重要性について市民の理解を深める取組を進めます。また、「もりメイト育成講座」などを通じて、森林（もり）づくりの自主的活動を行う森林ボランティアの育成を図ります。

○ 林業の振興による森林の保全

- ・森林の有する木材生産機能に加え、水源かん養や二酸化炭素の吸収、山地災害防止などの公益的機能を発揮させるため、活力ある森林の育成を基本に、林道などの林業基盤の整備、森林資源の保全・保護など、林業の振興を図ることにより、森林の保全に取り組みます。また、広葉樹造林や複層林施業など、人と野生動物が共存できる多様な森林整備に取り組みます。
- ・「ひろしまの森づくり県民税」を活用した人工林の間伐や、里山整備などの森林管理を行った森林所有者への支援など、適切な森林管理を促進します。
- ・「森林環境譲与税」を活用し、荒廃した私有林を、意欲と能力のある林業経営者が管理することができる仕組みづくりを行います。

○ 水源林の育成

- ・水源かん養の効果の高い森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行うとともに、太田川流域を主体とした森林の造成整備を行い、森林の持つ水資源のかん養及び災害防止機能を高めることによって、水資源の確保に努めます。

○ 宅地開発などにおける緑の保全と緑化

- ・宅地開発の計画に対して、緑化及び緑地保全に関する施策や計画に整合させるよう指導します。また、防災や緑地の保全、生物多様性の確保の観点から開発地の地区計画を策定し、開発地に残された森林を保全します。
- ・一定規模以上の開発事業などを行う場合、事業者自らが、その事業の実施が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査、予測、評価し、その結果を公表して、これに対する市民や専門家の意見を聞くことにより、環境に配慮した事業とするよう、環境影響評価制度の活用による適正な開発の誘導を図ります。
- ・宅地造成などで発生する法面は、地域の基本的条件に適する高木（苗木）の植栽など指導し、早期の森林回復に努めます。

施策⑬ 森林の活用と魅力ある里山づくり

○ 自然にふれることのできる場の提供

- ・良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに、人が自然に触れることのできる場として活用する「ふれあい樹林事業」を推進します。
- ・地域との交流を深めながら森を歩き、美しい自然を知る森を巡るコースを広島の魅力として広く紹介し、利用の促進を図ります。
- ・市民が緑に触れることのできるハイキングコースを紹介し、市民の利用促進を図ります。

○ **森林（もり）を地域資源として生かしたまちづくりの推進**

- ・「ひろしまの森づくり県民税」を活用した里山林の整備や、森林所有者や地域住民等による、間伐後森林内に放置された未利用材を森林から集積・搬出する取組を支援する「中山間自伐林業支援事業」などにより、未利用材の利活用を促進することで、健全な森林の育成と中山間地域の活性化を図ります。
- ・林業を行いながら他の仕事でも収入を得る半林半^{エックス}X^{エックス}に取り組む移住者を支援し、担い手を確保する「半林半^{エックス}X^{エックス}移住者支援事業」などにより、林業の振興と中山間地域の活性化を図ります。

○ **森林公園や花みどり公園などの利用促進**

- ・良好な自然環境を有する森林公園や花みどり公園、木の宗山や権現山などの憩の森を適切に管理するとともに、市民が自然に触れることのできる場としての活用を図ります。

施策方針(6) 農地の保全と活用

農地は食料供給の場となるだけでなく、雨水の流出抑制による集中豪雨時の洪水緩和や市民の憩いの場となるなど多面的な機能を有しています。

そのため、多様な担い手の育成や農業従事者への支援などによる農業の振興、生産緑地制度の活用などにより農地を保全します。

また、営農環境の改善や耕作放棄地の再生、農家や関係団体等と連携した市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供、意欲ある担い手への農地集積など、農地の再生と有効活用を進めます。

施策⑭ 農地の保全

- ・若い活力ある新規就農者や女性農業者など農業の多様な担い手の育成、地産地消の推進、中山間地域等における農業生産活動への交付金の交付のほか、地域と連携した有害鳥獣対策により農地の保全を図ります。
- ・生産緑地制度の活用により都市農地を計画的に保全し、緑豊かで良好な都市環境を形成します。

施策⑮ 農地の再生と活用

- ・農地などの生産基盤の整備を行うことで営農環境の改善を図るとともに、耕作放棄地の再生や利用活動に向けた支援などによる農地の再生と活用を進めます。
- ・若い活力ある新規就農者などの担い手への農地集積など、農地の有効活用を進めます。
- ・「市民菜園」や「市民農園」など、市民が気軽に「農」に触れることのできる機会や場の提供を進めます。
- ・都市と農村住民協働による農業・農村体験などの交流事業を通じ、農地の活用を促進します。

基本方針4：市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用

施策方針(7) 持続可能な「みどりづくり」に向けた人材の育成と仕組みの整備

「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」の成果を継承した取組や緑化講習会の開催などを通じて、自分たちのまちの緑は自分たちで育むという市民の緑に対する意識の醸成を図ります。

また、積極的に緑づくりに参画することで地域の魅力と活力向上を図ることのできる人材を育成するとともに、幅広い世代や外国人を含む市民、企業など多様な主体が積極的に参画し続けることのできる仕組みを整備します。

施策⑯ 市民意識の醸成

○ 「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」の成果の継承

- ・春及び秋のグリーンフェアにおいて、学校や企業などと連携した会場の運営や花壇の展示を行うなど、内容の充実を図ります。
- ・緑化フェアの会場運営や展示に関わった地域団体などが、自分たちのまちの緑は自分たちで育むという考え方の下、自主的に行う緑のまちづくりなどを、身近な公園を再生する取組と人材を育成する取組を効果的に組み合わせることなどにより支援します。
- ・「みどり」に関わるヒト・モノ・カネ・情報が広島広域都市圏内で循環する「『みどりづくり』のローカル経済圏」の構築といった視点に立ち、地域で生産された花苗を活用する仕組みづくりなど、緑の地産地消につながる緑化フェアの成果を継承した取組を実施します。

○ 市民意識の啓発

- ・市政出前講座の実施や教材の作成、講演会や講習会の開催、街路樹や公園樹への樹名板の設置などのほか、公共空間に美しい花を飾る取組を通じて市民の生活に花を取り入れてもらうきっかけとするなど、都市緑化の必要性に対する市民意識の啓発を図ります。
- ・花と緑と音楽を連携させた取組を推進するとともに、国内外からの来訪者を花と緑と音楽でもてなし、にぎわいと交流を創出することにより、広島ならではの魅力づくりを推進します。
- ・フラワーフェスティバルにおける学校や地域団体等との協働による花育活動などのイベントを充実させるとともに、各区の区民まつり等において、市民が花と緑に親しむ取組を充実させます。
- ・平和関連のイベントや教育、健康、産業支援等の分野の事業と連携して、市民が花と緑に親しむ取組を進めます。

○ 花と緑に関する表彰の実施

- ・花と緑に関する活動の一層の推進のため、花と緑に関する活動などを対象とした表彰を実施します。

施策⑰ 「みどりづくり」を担う人材の育成

○ 講習会の開催などによる緑化団体・人材の育成

- ・市民に身近な施設などにおいて花や緑に関する講習会を開催するとともに、地域などで行う花と緑に関する講習会に講師を派遣します。
- ・花や緑に関する栽培技術や知識を提供する緑の相談所を運営し、市民からの相談に常時対応

するとともに、講習会などを開催します。

- ・講習会の開催などにより、花づくりや緑づくりに関する団体や人材の育成を図り、地域を花で飾る活動に取り組む地域団体や企業等で構成する「花と緑の広島づくりネットワーク」の登録者の拡大を図ります。

○ **中心的な役割を果たす人材の育成**

- ・「花と緑の広島づくりネットワーク」においてコーディネーターを養成するなど、花と緑のまちづくりを自主的に進めることのできる中心的な役割を果たす人材の育成を図ります。

施策⑱ 「みどりづくり」の機会や場の提供

○ **多様な主体が参画しやすい仕組みづくり**

- ・幅広い世代や外国人を含む市民、企業など多様な主体が花と緑のまちづくりに参画するきっかけとなるとともに継続できる仕組みづくりを行います。

○ **市民との協働による花壇づくり**

- ・新たに参画した市民や企業などが緑のまちづくりに関わる場として、市民や企業等との協働により花の植え替え、水やりといった維持管理などを行うプランターや花壇を公共空間において拡充します。

○ **ICTを活用した仕組みづくり**

- ・全ての市民が気軽に緑に関する情報などを入手でき、どこにいても緑のまちづくりに関わることのできる仕組みづくりを進めます。

施策方針⑧ 市民主体の民有地緑化の推進

商業・業務地や工場などにおける大規模な緑化だけでなく、個人の住宅の庭などにおける身近な緑化に取り組むことが、市域全体を緑豊かなまちにすることにつながるため、民有地緑化の推進に対する市民の理解と協力を得るとともに、敷地の用途や規模などに応じた緑化を支援する取組などを拡充し、市民主体の緑化を進めます。

施策⑲ 用途に応じた民有地の緑の創出

○ **建築物の新築等に合わせた民有地の緑化**

- ・市街地の大部分を占める民有地について、緑化推進制度を運用するとともに、更なる民有地の緑化の促進を図るため、義務付けを上回る部分の緑化に対し工事費の一部を支援するなど、民間主体の緑化を進めます。

○ **建築物の壁面・屋上などを含む民有地の緑化**

- ・既に高密度に土地利用がなされている市街地においては、緑の効果などを取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」のPRを通じて、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある都市環境の向上に寄与する建築物の壁面や屋上の緑化などを進めます。

○ **緑地協定制度などの活用**

- ・地域住民が自主的な緑のまちづくりを行う緑地協定制度について、新規に開発される団地はもとより既存の住宅地においてもこの協定の締結を促進します。また、緑化に関する事項を定めることのできる景観協定制度の活用を促進することにより、地域のより良い景観の維持

増進を図るとともに、垣・柵の構造などの建築物等に関する事項を定めることができる地区計画制度の活用により、緑豊かな市街地の形成を図ります。

○ **工業地の緑化**

- ・工場地内の労働環境の改善と周辺的生活環境の保全を目的として、工場敷地内の緑化を促進するため、工場立地法に基づいた工場の緑化を促進します。

施策⑳ 民有地緑化への支援

○ **基金の運用事業の見直し**

- ・民有地緑化基金を活用した事業は、「楕円形の都心づくり」の推進など本市の施策の方向性を踏まえ、都市の魅力向上につながる緑の創出を補助対象とするなどの見直しを行うとともに、企業からの寄付金募集など基金増額等の方策について検討します。

○ **苗木の配布などによる住宅地の緑化**

- ・快適な居住環境と地域の景観を形成し、身近に接することのできる緑をつくるため、記念樹など苗木の配布や緑のカーテンづくりの推進により住宅地の緑化を促進します。

○ **良好な景観の形成に寄与する樹木などの保存**

- ・地域における自然的景観の形成に寄与している樹木や樹林を保存するため、所有者に対する支援を行います。また、人々の自然観を育んできた巨樹などの天然記念物の保護に取り組みます。

施策方針⑨ 平和を象徴する緑の継承

被爆から 75 年が経過し、被爆者の高齢化が進む中で、「平和」についての価値観を若い世代へ引き継ぐとともに、広く世界中の各都市と共有しながら、「平和」を実現するための取組を緑の分野で進めるため、国内外の都市や人々へ向け、廃墟からの緑の復興の歴史の原点ともいえる「供木運動」などにより本市に寄せられた樹木を継承するとともに、広島復興と発展を支えてきた平和大通りなどの緑の保全を図ります。

施策㉑ 供木や被爆樹木などの継承

○ **供木や寄付樹木の継承**

- ・「供木運動」により県内の市町村から本市に寄せられた供木や国内外から寄付された樹木について、樹勢回復のための必要な措置などにより復興と平和の象徴として大切に守っていくとともに、この運動を国内外からの来訪者などに広く伝える取組を行います。

○ **被爆樹木の継承**

- ・被爆した樹木の樹勢を回復させるため、それぞれの樹木に応じた周辺の土壌の改良などを行います。また、市民に被爆樹木の樹勢観察を呼びかけるなど、市民との協働による被爆樹木の保存に努めます。

施策②② 平和記念公園と平和大通りの緑の継承

○ 平和記念公園の緑の継承

- ・平和記念公園の景観向上及び樹勢回復を目的とした樹木の管理を行い、本市を象徴する緑として美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。
- ・市民ボランティアと連携した土壌表面への木片チップの敷き均しなどを進め、樹勢の回復と樹木の健全な育成に取り組みます。
- ・修学旅行で平和記念公園を訪れた学校等にキョウチクトウ及び被爆アオギリ二世の苗木を配布し、青少年など植樹してもらい取組などを通じ、平和を象徴する緑の未来への継承を進めます。

○ 平和大通りの緑の継承

- ・都市内の貴重な緑地空間として、広島の復興と発展を支えてきた平和大通りの樹木について、適切な維持管理を行い、美しく健全な姿が保たれるよう取り組みます。

第6章 計画の推進に当たって

1 施策の進め方

- ・「みどりの基本計画」に示した基本的な考え方に基づき、「みどり」に関する施策を計画的・効率的に推進するため、具体的な取組内容や実施主体、実施時期などを示した中期計画「広島市みどりの推進計画」を策定します。
- ・推進計画は計画期間を5年間とし、適切な進行管理を行うとともに、社会経済情勢などみどりを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、具体的な「数値目標」を設定しPDC Aサイクルの各プロセスを実施します。
- ・新たな施策の実施にあたっては、市民に広く周知します。

2 広域的な視点に立った施策の推進

- ・本計画は広島市域を対象区域としますが、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、「みどり」を活用し圏域全体が持続的な発展をしていく『みどりづくり』のローカル経済圏の構築という視点に立ち、圏域内の市町等と連携した取組を推進します。

3 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた施策の推進

- ・本市では、SDGsを「第6次広島市基本計画」に掲げる施策の目標として位置付け、その着実な達成を目指しています。本計画においても施策の着実な推進により、関連するSDGsの達成に貢献します。

《本計画と関連するSDGs》

